

平成22年1月4日

雇用保険と年金との併給調整に必要な情報の提供と
その取扱いに関する協定

厚生労働省職業安定局雇用保険課長 坂口 卓

厚生労働省年金局事業管理課長 橋本 泰宏

日本年金機構業務管理部長

厚生労働省職業安定局及び厚生労働省年金局並びに日本年金機構は、雇用保険法による基本手当及び高年齢雇用継続給付と厚生年金保険法による老齢厚生年金との併給調整(以下「併給調整」という。)の円滑な実施に向け、情報の提供及び取扱いについて、次のとおり協定を締結する。

1. 厚生労働省年金局及び日本年金機構は、厚生労働省職業安定局から、別紙に記載された併給調整に必要な情報の提供を受けるものとする。
2. 情報の受け渡し方法、取扱い及び留意事項等については、「雇用保険と年金との併給調整に必要な情報の提供とその取扱いに関する協定に基づく了解事項」(以下「了解事項」という。)によるものであること。
なお、了解事項は、日本年金機構と厚生労働省職業安定局労働市場センター業務室の協議により、別に定めるものであること。
3. 厚生労働省年金局及び日本年金機構は、厚生労働省職業安定局から提供を受けた情報については、個人情報の保護の重要性にかんがみ、滅失、漏洩が生じることのないよう厳正に取り扱うこと。
4. 厚生労働省年金局及び日本年金機構は、厚生労働省職業安定局から提供を受けた情報については、併給調整(雇用保険法による基本手当及び高年齢雇用継続給付と共に各法による退職共済年金との併給調整を含む。)以外の目的のために利用しないものであること。
5. この協定の改廃及び疑義の解決に関しては、厚生労働省職業安定局及び厚生労働省年金局並びに日本年金機構が協議し、これを決定すること。

(別紙)

1. 基本手当に関する情報

情 報 項 目	
(1)	雇用保険被保険者番号
(2)	支給番号
(3)	被保険者氏名
(4)	生年月日
(5)	性別
(6)	求職申込年月日
(7)	給付制限期間
(8)	離職年月日
(9)	受給期間満了年月日
(10)	所定給付日数
(11)	支給等期間
(12)	認定日数
(13)	支給等処理年月日
(14)	その他雇用保険と年金との併給調整に必要な情報

2. 高年齢雇用継続給付に関する情報

情 報 項 目	
(1)	雇用保険被保険者番号
(2)	被保険者氏名
(3)	生年月日
(4)	性別
(5)	みなし賃金月額(雇用保険法第17条第4項の規定による上限額又は下限額は適用しない。)
(6)	支給期間
(7)	支給等対象月
(8)	支給等状態
(9)	支給等処理年月日
(10)	その他雇用保険と年金との併給調整に必要な情報